

SOR 取引・PTS 取引に関する説明書

本説明書は、お客様が GMO クリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）を通じて Cboe ジャパン株式会社（以下、「PTS 運営業者」といいます。）が運営する私設取引システム（以下、「PTS」といいます。）において有価証券の売買取引を行う（以下、「PTS 取引」といいます。）にあたり必要な事項を説明するものです。

また、お客様が PTS 取引を行うにあたり利用されることとなる、SOR システムを介した有価証券の売買取引（以下、「SOR 取引」といいます。）についての必要事項も説明いたしますので、お客様は、本説明書（SOR 取引・PTS 取引に関する説明書）及び当社が別に定める「SOR 取引・PTS 取引に関する約款」の内容をよくお読みいただき、仕組みやリスク等を十分にご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。

1. PTS 取引の概要

PTS とは、内閣総理大臣の認可を受けた PTS 運営業者が運営する私設取引システムのことであり、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。

2. 取引の方法

当社は、お客様との SOR 取引において、SOR 注文を受けた PTS 取扱銘柄につき、当社の最良執行方針に基づいて PTS に発注される注文を PTS 運営業者に取次ぎます。PTS 運営業者では、原則として、PTS 取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受付けた注文どうしが対当した時に約定を成立させます。

PTS 非取扱銘柄については、SOR 注文として受付を行い、SOR システムに発注を行いますが、PTS 運営業者に取次ぐことなく、東証へ発注いたします。

3. 売買価格の決定

PTS 取引での売買価格の決定方法は、価格優先、時間優先となります。

4. SOR 取引の概要

SOR 取引とは、東証、PTS の第 1 市場（Cboe-Alpha）、第 2 市場（Cboe-Select）で提示されている気配値を監視し、原則最良価格を提示している市場を判定し、自動的に注文を取次ぎ、注文を執行する SOR システムを介した有価証券の売買取引です。

SOR 取引によって、東証上場銘柄のうち当社が定める取扱銘柄について、お客様が市場を「SOR」として選択し SOR 注文を発注された場合において、東証の立会時間内のご注文を執行する際に、PTS の最良気配が東証と同値、又はより有利であると SOR システムが判断するときに、注文の全部又は一部を PTS へ取次ぎ PTS 取引を行うことで、東証のみに発注する場合よりも有利な約定機会を提供いたします。

5. SOR 判定

SOR 注文を発注された場合は、東証、PTS の第 1 市場（Cboe-Alpha）、第 2 市場（Cboe-Select）で提示されている気配値を監視し、原則最良価格を提示している市場を判定し、自動的に注文を取次ぎます。PTS の最良気配が東証と同値、又はより有利であると SOR システムが判断するときには PTS へ取次ぎます。

複数の市場において価格が同値の場合、取次ぎ先の優先順位は、「Cboe-Select、Cboe-Alpha、東証」の順となります。また、一注文のうち、一部数量のみ PTS の最良気配が東証と同値、又は有利な場合、一部の数量のみ PTS へ取次ぎし、残数量は東証へ取次ぎます。そのため、一注文が複数市場に跨って約定が成立する場合があります。なお、SOR の判定により各市場へ取次ぐ場合は、IOC 注文（指定した値段かそれよりも有

利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。) で発注します。PTS にわずかでも注文が残るような注文方法は利用しておりません。IOC 注文により成立しなかった注文は自動的に東証へ取次ぎます。

受注時点の気配情報を基に判定いたしますが、受注後に PTS に注文が到達するまでにわずかながら時間がかかりますので、その間に気配の状況が変化する場合があることから、約定時点の東証の最良気配と比較した場合に、結果的に不利な価格で約定する可能性があります。

6. 取扱銘柄

東証に上場する銘柄のうち当社が指定する銘柄とします。

PTS で取扱われていない銘柄については、注文時にすべて東証へ取次ぎます。また、SOR

注文が可能な銘柄であっても PTS において独自に規制や取扱外の銘柄がある場合には、当該銘柄に関しては東証へ取次ぎます。

PTS では独自の規制が行われる場合があることから、東証で取引のできる銘柄であっても取引規制がかかることがあります。

7. 取引の種類

現物取引及び信用取引を行えます。

8. 取引時間

東証立会時間と同じ 9:00-11:30 と 12:30-15:30。

以下のような場合は、全て東証へ取次ぎます。

- ・15:25 以降で東証がプレ・クロージングを開始している場合。
- ・寄付き値段決定前、特別気配、PTS にて取引停止・取引規制されている場合
- ・ご注文時間が上記に記載した以外の時間の場合
- ・PTS 非取扱銘柄
- ・SOR 注文による売買取引を継続するのが適当でないと当社又は PTS 運営業者が認める場合
- ・その他 SOR システムの稼動に支障が生じた場合

9. 注文方法

市場	「SOR」を選択してください。 ※SOR 注文をご利用にならない場合は、「SOR」から「東証」へ変更してください。
注文タイプ	「通常」又は「逆指値」をご指定ください。
指値／成行	「指値」又は「成行」を選択し、指値注文の場合は、注文値段をご入力ください。
執行区分	「なし」のみ選択可能です。 ※「寄付」、「引け」、「指成」、「IOC」を選択する場合は、市場で「東証」を指定してください。
有効期限	「当日限り」、「週末まで」、「日付指定」のいずれかを選択してください。 「日付指定」の場合、1ヶ月先の応当日までの日付からご指定ください。 ※指値注文で、有効期限に「週末まで」「日付指定」を選択された注文は、すべて東証へ取次ぎます。 ※逆指値注文は、逆指値条件に到達した場合に SOR 注文が執行されま

	す。
呼値	東証の呼値の単位と同じです。

10. 注文に関わる規制

SOR 取引・PTS 取引に対しても、当社が定める現物取引及び信用取引の取引上限規制を適用いたします。

11. 売買単位

SOR 注文発注時の売買単位は東証における売買単位となります。

PTS では、約定代金に 1 円未満の端数が発生し得る銘柄は、その売買単位を 1 株から 10 株に調整変更する場合があります。

PTS の売買単位に満たない場合は、すべて東証へ取次ぎます。

12. 約定価格

約定価格は、各市場の呼値が適用される為、東証の呼値より細かくなる場合があります。

13. 約定日と受渡日

東証と同様です。約定日は売買成立日となります。受渡日は約定日から起算して 3 営業日目となります。

14. 売買取引の停止又は制限

以下に該当する場合は、当社は SOR 取引による PTS 運営業者への注文取次ぎを停止するなど PTS 取引を制限し、又は売買取引を停止若しくは制限する場合があります。

- ・ 東証が売買停止等の措置を行った場合で、PTS でも売買停止等の措置を行う必要があると当社又は PTS 運営業者が判断した場合。
- ・ 日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合
- ・ PTS において稼働に支障が生じた場合において売買取引を継続することが適当でないと当社又は PTS 運営業者が判断した場合。
- ・ 取扱銘柄についてメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確であるか又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社又は PTS 運営業者が判断した場合。
- ・ 売買の状況に異常がある又はその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社又は PTS 運営業者が判断した場合。
- ・ 信用取引に関し、別に定める規則に従い規制措置が必要と当社又は PTS 運営業者が判断した場合。
- ・ SOR システムの稼動に支障が生じた場合等、当社が SOR 取引の取扱を停止した場合。
- ・ 天災地変、戦争、紛争、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延し又は不能となった場合。
- ・ その他取引の公正性確保のため、当社が売買取引を停止又は制限すべきと判断した場合。

15. 売買停止措置が行なわれた場合の注文取扱

売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みの注文で約定が成立していない場合は、注文が失効します。

他方、売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みの注文で約定が成立している場合は、原則として約定成立としますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示するところに従って処理いたします。

16. 価格情報の開示

PTS の価格情報に関しては、日本証券業協会の定めに従い、PTS 運営業者の気配情報及び約定情報が所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ「PTS インフォメーション ネットワーク (<http://pts.offexchange2.jp/>)」上で公表されます。

17. 手数料

SOR 取引及び PTS 取引を行なうに当たっては、当社所定の手数料を頂戴いたします。手数料は契約締結前交付書面（上場有価証券等書面）に記載されているほか、当社のウェブサイト上にてご確認ください。

18. 取引のリスク

- ・ PTS システム障害が発生した場合、又は「14. 売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合など、PTS 取引における売買取引を停止又は制限する場合があります。
- ・ PTS 取引時間中に個別銘柄の売買停止措置が実施された場合であって、日本証券業協会により取引停止直前の約定が認められない場合には、約定が取り消しとなることがあります。
- また、システム障害等により株価等が異常値を表示した場合には、約定が取り消しとなる場合があります。
- ・ 取引所取引における売買価格と大きく乖離する場合があります。また、制限値幅は取引所取引における制限値幅と異なる場合があります。
- ・ 受注時点の気配情報を基に SOR 判定いたしますが、受注後に注文が到達するまでにわずかながら時間がかかりますので、その間に気配の状況が変化する場合があることから、発注のタイミングによっては必ずしも有利な価格で約定しない場合もあります。

19. その他ご留意事項

本説明書で説明する事項のほかに取引ルール及び当社ウェブサイトのよくあるご質問において詳細を説明させて頂いている事項もありますので、お取引にあたっては当取引ルール及び当社ウェブサイトのよくあるご質問もご確認くださいますようお願ひいたします。

PTS 運営業者は、内閣総理大臣の認可を受けて営む PTS の運営を行っており、業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために売買審査を行なうことが求められております。そのため、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社は PTS 運営業者の要請に応じて、かかる報告書その他の書類の作成及び提出に関する必要な協力を行ないます。

20. 本説明書の変更

本説明書の変更については、「オンライントレード取扱規程」第 41 条を準用します。

2024 年 11 月 5 日
GMOクリック証券株式会社